## 研究会規約

春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会 規約(案)

(名 称)

第1条 本会名称は、春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会とする。 (以下「研究会」という。)

(目 的)

第2条 研究会は、福岡の新たなシンボルとしての春吉橋の空間のあり方、福博連携 強化のための国体道路等の空間再編と交通施策のあり方、持続可能な空間利活 用に向けた産学官及び地域との連携のあり方について、方向性を検討しとりま とめるものである。

(組 織)

第3条 研究会の構成は、別紙のとおりとする。

(運 営)

第4条 1. 研究会には、委員長を置く。

- 2. 委員長は、委員の互選により選出し、研究会を統括する。
- 3. 委員長は、研究会を招集し、会の進行を努める。
- 4. 委員長は、必要に応じて臨時委員を参加させることが出来る。

(所掌事務)

第5条 研究会は、次の事項に関する事務を所掌するものとする。

- 1. 検討事項に関する内容の決定
- 2. その他研究会において必要が生じた事項

(事務局)

第6条 事務局は、九州地方整備局、福岡市、福岡県に置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(付 則)この規約は、平成25年11月25日から施行する。

## 委員名簿

## 【委員】(50音順)

并上 文彦 福岡県建設業協会 専務理事

植松 菌 九州経済連合会 常務理事

城口 光一 九州大学 教授

高木 直人 福岡経済同友会 常任幹事 事務局長

立花 英樹 福岡商工会議所 常務理事

展已 浩 福岡大学 教授

帆足 リエ 元西日本リビング新聞社 統括編集長

较角 龍憲 九州共立大学 教授

松永 羊晶 九州大学 助教

松本 法雄 元福岡アジア都市研究所 副理事長

## 【事務局】

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所

福岡市

福岡県